

校長	教頭	教務主任	養護教諭	学年主任	担任

*学校保健安全法施行規則では、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、「発症した日の翌日から5日間を経過（登校は6日目）し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」となっております。医師の指示に従い十分休養し、回復後、登校時に下の報告書と添付書類を学級担任に提出してください。

新型コロナウイルス感染症に係る報告書

岐阜県立土岐商業高等学校 _____ 年 組 番 生徒氏名 _____

- 診 断 名 新型コロナウイルス感染症
- 発症(発熱)日 _____ 年 月 日
- 受 診 日 _____ 年 月 日
- 受診医療機関 _____
- 解 熱 日 _____ 年 月 日
- 自宅療養期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで
- 確 認 事 項 発症日翌日より5日間が経過している。(登校可能は6日目から)
 (☑してください) 症状が軽快した日の翌日より1日が経過している。

※上記2つの条件を満たした場合、登校可となります。

以上に相違ないと責任を持って報告します。

年 月 日

保護者氏名 _____

※ 注意事項

保護者の方で記入してください。医療機関による証明は不要です。